

## 国立大学法人島根大学学長選考会議（第1回）〈議事要録〉

日時 平成26年 6月19日（木）16:30～17:40  
場所 附属図書館3階 多目的室  
出席者 大谷委員，梶田委員，近藤委員，中村委員  
吹野委員（法文学部長），小川委員（教育学部長），荒瀬委員（生物資源科学部長），  
服部委員（総合理工学研究科長）  
欠席者 有澤委員，大谷委員（医学部長）  
〔陪席者：総務部長，総務課長，総務グループリーダー，企画・法規グループリーダー，  
学長室リーダー〕

### 議 題

#### 1 学長選考会議議長の選出について

委員の互選により梶田委員が議長に選出された。

#### 2 学長選考会議議長代理の選出について

議長代理については，学外委員の中から1名を選出することが承認され，議長の指名により中村委員が選出された。

#### 3 国立大学法人島根大学学長選考等規則の一部改正について

#### 4 国立大学法人島根大学学長選考等規則実施細則の一部改正について

#### 5 国立大学法人島根大学学長選考会議規則の一部改正について

議長から，前回（平成23年度）の学長候補者選考の際に，学長選考管理委員会委員長から改善の要望があった旨の報告があり，事務から改善要望事項の説明があった。引き続き議長から，改善要望事項に対応するため規則等の改正を行うことについて発言があり，事務から，資料1，資料2及び資料3に基づき改正内容の説明があり，審議の結果，規則改正の趣旨，手続きが分からないとの意見があり，議長から，手続きのフローチャート図を作成し委員へ配布し，学内委員は各学部の教授会で意見を聴くこととなった。

委員からの主な意見は次のとおりであった。

- ・学長選考等規則は法人化前の学長選挙規則を基に作られたもので，決着が付くまで投票するものであったが，法人化後の学長選考等規則は，意向調査の結果を参考に学長選考会議が選考することと規定されているため，誤解を生じさせない規則とするべきである。
- ・意向調査の結果を参考に学長選考をすることと規定されているが，意向調査の結果は支持者の数であり，学長のリーダーシップを発揮するためにも支持者の数を把握することが必要と思われるので，決選投票まで行った方が良いのではないか。また，意向調査の成立条件も必要ではないか。候補者が1名の場合には信任投票の意味もある。解任の場合の意向調査も同様に必要ではないか。
- ・学長選考会議が学長候補者の選考及び解任を文部科学大臣に申し出るが，解任の際にも学

長選考会議が必要と判断すれば意向調査を行うことができるようにする。

- ・主な3つの改正点についての趣旨が良く分からない。学部教授会で意見を聴く必要があると思われるため、現在の学長選考手続きのどこに不備があるかを示し、手続き等のフローチャート図も作成して欲しい。
- ・現在、学校教育法及び国立大学法人法の一部改正について国会で審議中であるが、その改正内容も含めた規則改正も必要ではないか。
- ・国立大学法人法の一部改正により学長のガバナンスが強化されるので、学長選考会議で学長の業務執行についてチェックすることも必要である。
- ・学内委員は、各学部教授会で意見を聴き、次回の学長選考会議に報告して貰いたい。

## 6 国立大学法人島根大学学長候補者選考日程について

議長から、学長候補者の選考日程について検討いただき、次回の学長選考会議で決定したい旨の説明があり、承認された。

議長から、次回の学長選考会議は、8月12日（火）16：00から行うこととし、各学部教授会での意見を聴いて審議したい旨の提案があり、承認された。